

# 長後四区自治会会則

長後四区自治会

(名称及び事務所)

第1条 この会は、長後4区自治会と称し、事務所は自治会会長宅に置く。

(区域及び組織)

第2条 この会は、長後4区を区域とし、会員をもって組織する。

2. 区域内を小区域に分け「組」を置く。

3. 会の運営を円滑にするため、この区域を次のA, B区域に分け運営する。

A区域：1組～9組

B区域：10組～18組

(目的)

第3条 この会は、区域住民の自治会活動を市行政と連携して、会員相互の親睦、生活環境の向上、会員の福祉の増進及び災害発生時の相互扶助を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 衛生部 塵芥処理、区域内(公園・大通り花壇含む)の美化事業。

(2) 交通部 交通事故防止、交通安全思想の普及事業。

(3) 防犯部 防犯活動、防犯灯の維持管理事業。

(4) 防災部 防災活動、災害時の相互扶助事業。

(5) 体育部 体育、レクリエーションの促進事業。

(6) 広報部 市の広報等の配布、回覧事業。

(7) 青少年部 青少年育成。

(会員)

第5条 会員は区域内に居住する世帯、単身居住者及び区域内で業を営む事業者とする。

(役員、部長、組長、相談役)

第6条 この会に次の役員、部長、組長、相談役(以下「役員等」という)を置く。

- (1) 役員
  - 会 長 1名。
  - 副会長 3名以内。
  - 会 計 2名以内。(必要に応じ副部長を置く)
  - 監 事 2名。
- (2) 部長 第4条に定める各部1名(計7名)  
必要に応じて各部に副部長を置く
- (3) 組長 第2条に定める各組1名。(計18名)
- (4) 相談役 若干名置くことができる。

#### (役員等の選出)

第7条 前条の役員等の選出は次による。

- (1) 会長、副会長、会計、監事は会員から推薦された候補者の中から、総会において選出する。
- (2) 部長、副部長は、年度毎にA、Bの2区域から交互にて選出するものとし、選出方法は組長会において互選または抽選等による。
- (3) 組長は、各組で選出する。
- (4) 相談役は、役員会にはかり、会長が依頼する。

#### (役員等の任期)

第8条 役員、部長、組長、相談役の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2. 補欠の役員等の任期は、前任者の残りの任期とする。

#### (役員等の職務)

第9条 会長は会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3. 会計は、会の収入、支出、経理を担当する。
- 4. 監事は、経理を監査する。
- 5. 各部長は、担当部の事業を企画し、事業を遂行する。
- 6. 組長は、組を代表し、会員の意向と会の決定の伝達、会費の徴収、広報等の配布、回覧及び会の事業への参加を促進する。
- 7. 相談役は、役員求めに応じ助言を与える。

#### (会 議)

第10条 会議は、総会、役員会及び組長会とする。

(総 会)

第11条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2. 定時総会は、年1回定期に開催し、臨時総会は、必要に応じ開催する。  
総会は会長が招集する。
3. 総会は、役員、組長の過半数の出席によって成立する。
4. 総会の審議決定事項。
  - (1) 規約の改正。
  - (2) 役員の変更。
  - (3) 各年度の事業計画及び予算。
  - (4) 各年度の事業報告及び決算。
  - (5) その他重要事項。
5. 議事決定は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
6. 総会の議長は会長が行う。

(役員会及び組長会)

第12条 役員会は、必要に応じ開催する。

- (1) 構 成 会長、副会長、会計、監事、必要に応じて部長、副部長、相談役に出席を依頼する。
  - (2) 議 事 当該年度の事業、及び特に必要とされる事項。各部長の報告事項。
  - (3) 召 集 会長が行なう。
  - (4) 議 長 会長が行なう。
  - (5) 議 決 総会に準ずる。
2. 組長会は、必要に応じ、会長が召集し、部長、副部長の選出事業の運営に関する議事を行なう。
- (1) 構 成 会長、副会長、会計、組長。
  - (2) 議 長 会長が行なう。
  - (3) 議 決 総会に準ずる。

(会 計)

第13条 この会の収入は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

(会 費)、

第14条 この会の会費は、次の金額を年度当初に組長が徴収する。

- (1) 世帯及び単身者 年額1,800円

(2) 事業者 年額1,800円(1口)

(3) 独身寮(一括) 年額8,000円

2. 年度途中の入会は、月割りで徴収し、年度途中の退会は、返済しない
3. 賃貸共同住宅においては、家主または代行者が会費支払いを一括することを原則とする。

(事業及び会計年度)

第15条 事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第16条 その他、会の運営に必要な事項は、内規として役員会で別に定める。

参考 慶弔等に関する内規

対象：会員世帯の逝去、米寿、出産に関し、会に通知があった場合

改訂記録 1975年(昭和50年)4月制定。  
1996年(平成08年)4月改訂。  
2002年(平成14年)4月改訂。  
2006年(平成18年)4月改訂。  
2013年(平成25年)4月改訂。  
2016年(平成28年)4月改訂。